

子ども医療費の窓口無料化（現物給付）を求める意見書について

上記議案を地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに霧島市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 3 月 30 日提出

霧島市議会議長 阿多 己清 殿

提出者 霧島市議会文教厚生常任委員長 久保 史睦

## 子ども医療費の窓口無料化（現物給付）を求める意見書

鹿児島県における子ども医療費助成制度について、現在は非課税世帯の18歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に現物給付方式が実施されているが、課税世帯については、いまだ自動償還払い方式となっている。

子どもの医療費の負担軽減は、疾病の早期発見や早期治療にとって不可欠なものである。

支払った医療費が後日払い戻される方法（自動償還払い方式）では、一時的な負担により経済的な不安感は払拭できない。今日、ひとり親世帯をはじめ多くの子育て世代の生活困窮や子どもの貧困の深刻さも懸念されている。負担はたとえ少額であっても、特に生活困窮者にとっては、受診の妨げにもつながると考える。

子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため重症化することも多くあるといわれており、早期発見・早期治療を支え、すべての子どもの健やかな成長を保障するために医療費負担の心配を無くすることは、極めて重要である。

少子化が進行する今日、子どもたちは地域の宝である。

子育て支援や少子化対策は、国や地方を問わず重要施策であり、本県における子ども医療費助成制度の現状は、早急に是正すべきである。

については、下記のとおり強く要望する。

### 記

鹿児島県での子ども医療費について、窓口負担の方法を現行の自動償還払い方式から現物給付方式に改め、所得制限を設けず中学校卒業までの窓口無料化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月 日

鹿児島県霧島市議会議長 阿多 己清

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

### （提案理由）

陳情第1号の鹿児島県へ子ども医療費の窓口無料化（現物給付）を求める陳情書を採択したことから、陳情内容の趣旨を要望するために意見書を鹿児島県知事に提出しようとするものである。